

資 料 編

関係法令

- 空家等対策の推進に関する特別措置法 …………… P 1
- 可児市空き家等の適正管理に関する条例…………… P 6
- 可児市空き家等の適正管理に関する条例施行規則 …………… P 10
- 可児市空き家・空き地バンク実施要綱 …………… P 46
- 可児市空き家・空き地活用促進事業助成金交付要綱…………… P 61

関係法令

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、

あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用
の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等

を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国

土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

1 2 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

1 3 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

1 4 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

1 5 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 可児市空き家等の適正管理に関する条例

(平成 26 年 8 月 12 日条例第 16 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、管理不全な状態にある空き家等に対する措置を定めることにより、空き家等の倒壊防止その他の管理不全な状態の改善を図り、もって市民の安全かつ安心な暮らしの実現及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 空き家等が、次に掲げるいずれかの状態にあるものをいう。
 - ア 老朽化又は台風、地震その他の自然災害による倒壊又は建築材料の飛散若しくは剥落により、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態
 - イ 不特定の者の侵入による火災又は犯罪が誘発されるおそれのある状態
 - ウ 草木の繁茂又は害虫、ねずみ等の発生により、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある状態
 - エ アからウに定めるもののほか、良好な景観及び環境を著しく損なうおそれのある状態

- (3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理するものをいう。

(民事による解決との関係)

第 3 条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空き家等の所有者等と当該空き家等が管理不全な状態にあることにより被害を受けるおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第 4 条 所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう自らの責任において適正に管理しなければならない。

(情報提供)

第 5 条 何人も、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、市長に当該空き家等に関する情報を提供することができる。

(実態調査)

第 6 条 市長は、第 4 条に規定する管理が行われていないおそれがあると認めるとき又は前条の規定による情報の提供があつたときは、当該空き家等の状態及び所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、管理不全な状態についての判断基準を別に定め、前項に規定する調査の結果に基づき空き家等の状態を把握するものとする。
- 3 市長は、空き家等の所有者等又はその連絡先を確知することができない場合において必

要があると認めるときは、固定資産税の課税その他の空き家等の適正な管理に関する事務以外の事務のために利用する目的で保有する情報で空き家等の所有者等又はその連絡先を確認するために有用なものについては、可児市個人情報保護条例(平成11年可児市条例第23号)第10条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行に必要な限度において、自ら利用し、又は提供することができる。

(助言又は指導)

第7条 市長は、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第9条 市長は、当該所有者等が前条の規定による勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を行うときは、可児市空き家等審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第10条 市長は、前条第1項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく当該命令に従わない場合は、当該所有者等に意見を述べる機会を与えた上で、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 所有者等の氏名及び住所(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 空き家等の所在地及び用途
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

(代執行)

第11条 市長は、第9条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)に基づき代執行を行うことができる。

(緊急安全措置)

第12条 市長は、空き家等が管理不全な状態であって、所有者等から自ら管理不全な状態を解消することができないとの申出があったとき又は所有者等が確知できないときは、管理不全な状態を回避するために必要な最低限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項に規定する措置を講じたときは、当該空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該空き家等の所有者等に通知(所有者等又はその連絡先を確認することができない場合にあっては公告)をしなければならない。

3 市長は、第1項に規定する措置を講じたときは、所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとする。

(報告)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、所有者等に対し、必要な事項を報告させることができる。

(立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に空き家等に立ち入らせ、当該空き家等を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、所有者等から提示の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(空き家等の所有者等を確知することができない場合の公表)

第15条 市長は、空き家等の所有者等を確知することができない場合において、当該空き家等が管理不全な状態にあるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該空き家等の所在地
- (2) 管理不全な状態の内容
- (3) 管理不全な状態を解消するために講ずべき措置
- (4) その他市長が必要と認める事項

(空き家等対策協議会)

第16条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条第1項に規定する協議を行うため、可児市空き家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 市議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(空き家等審議会)

第17条 市長の諮問に応じ、管理不全な状態にある空き家等に対する措置に関し必要な事項を審議するため、可児市空き家等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(関係機関等との連携)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に管理不全な状態にある空き家等に関する情報を提供し、当該管理不全な状態を解消するために必要な協力を要請することができる。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 38 号)

1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される可児市空き家等対策協議会の委員の任期は、改正後の可児市空き家等の適正管理に関する条例第 16 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

3. 可児市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(平成27年3月31日規則第20号)

(趣旨)

第1条 この規則は、可児市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年可児市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語であつて、条例において使用する用語と同一のものは、条例と同一の意義において使用するものとする。

(情報提供)

第3条 条例第5条の規定による情報の提供は、管理不全空き家等情報提供書（別記様式第1号）によるほか、口頭その他適宜の方法によるものとする。

2 市長は、前項の規定により情報の提供を受けたときは、管理不全空き家等実態調査票兼空き家等情報記録簿（別記様式第2号。以下「調査票兼記録簿」という。）にその内容を記載し、管理するものとする。

(実態調査)

第4条 市長は、条例第6条の規定により実態調査を行ったときは、当該実態調査の結果を調査票兼記録簿に記載し、管理するものとする。

2 条例第6条第2項に規定する管理不全な状態についての判断基準は、別表によるものとする。

3 前項の判断基準により、空き家等の管理不全な状態を把握するときは、管理不全空き家等判定調査表（別記様式第3号）を作成するものとする。

(助言又は指導)

第5条 条例第7条の規定による助言又は指導は、空き家等の適正管理に関する助言・指導書（別記様式第4号）により行うものとする。

(勧告)

第6条 条例第8条の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書（別記様式第5号）により行うものとする。

(命令)

第7条 条例第9条第1項の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する命令書（別記様式第6号）により行うものとする。

(公表)

第8条 市長は、条例第10条の規定による公表を行うときは、その旨を空き家等の適正管理に関する公表予告書（別記様式第7号）により、当該公表の対象となる所有者等に対し、公表する日の1箇月前までに通知するものとする。

2 条例第10条の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 可児市公告式条例（昭和30年可児町条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示による方法

(2) インターネットの利用による方法

(3) その他市長が必要と認める方法

3 条例第10条に規定する意見を述べる機会は、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（別記様式第8号）を市長に対し、公表する日の5日前までに提出することにより行うものとする。

（代執行）

第9条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（別記様式第9号）により行うものとする。

2 行政代執行法第3条第2項に規定する通知は、代執行令書（別記様式第10号）により行うものとする。

3 行政代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証（別記様式第11号）によるものとする。

4 行政代執行法第5条に規定する文書は、代執行費用納付命令書（別記様式第12号）によるものとする。

（緊急安全措置の通知）

第10条 条例第12条第2項の規定による通知は、空き家等の適正管理に関する緊急安全措置通知書（別記様式第13号）によるものとする。

（立入調査）

第11条 市長は、条例第14条第1項の規定により、職員を空き家等に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、空き家等立入調査実施通知書（別記様式第14号）により当該空き家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては公告するものとする。

2 条例第14条第2項に規定する身分を証明する書類は、空き家等立入調査員証（別記様式第15号）によるものとする。

（空き家等の所有者等を確知することができない場合の公表）

第12条 条例第15条の規定による公表は、第8条第2項の規定を準用する。

（空き家等審議会）

第13条 条例第17条第1項に規定する可児市空き家等審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第14条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明

を聴き、又は必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第15条 審議会の庶務は、建設部施設住宅課において処理する。

(委任)

第16条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第17号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にある通知書その他の書類については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

附 則 (平成28年規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第51号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

管理不全空き家等判断基準表

(木造・鉄骨造)

| 評 定 区 分 | 評定項目 | 評定内容 | 判定基準 | 判定 | 評点 | (最高 評点) 小計 |
|-----------------------|-----------------------|---|---|----|----|------------------|
| 1 構 造 一 般 の 程 度 | (1) 基 礎 | ア 構造上主要な部分で ある基礎が玉石であるも の | 柱下のみに玉石、コ ンクリートブロック 等を配置した不連続 基礎 | | 10 | (50) |
| | | イ 構造上主要な部分で ある基礎がないもの | 柱を直接掘って立て たもの、木杭の上に 土台を乗せているも の又は地面に直接土 台を置いているもの | | 20 | |
| | (2) 柱 | 構造上主要な部分である 柱の最小径が7.5cm未満の もの | | | 20 | |
| | (3) 外 壁 又 は 界 壁 | 外壁の構造が粗悪なもの 又は各戸の界壁が住戸の 独立性を確保するため適 | 外壁としての耐力、 耐久力、各種の遮断 効果等が著しく劣る | | 25 | |

| | | | | | | | |
|--|-----------------|---|--|---|--|----|-----|
| | | 当な構造でないもの | 材料又は構造のもの | | | | |
| | (4) 床 | 主要な居室の床の高さが45cm未満のもの又は主要な居室の床がないもの | | | | 10 | |
| | (5) 天井 | 主要な居室の天井の高さが2.1m未満のもの又は主要な居室の天井がないもの | | | | 10 | |
| | (6) 開口部 | 主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの | | | | 10 | |
| 2 構造の腐朽又は破損の程度 | (1) 床 | ア 根太落ちがあるもの | | | | 10 | |
| | | イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの | | | | 15 | |
| | (2) 基礎、土台、柱又ははり | ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの | 腐朽又は破損の箇所が局部的なもの | | | | 25 |
| | | イ 基礎に不同沈下があるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの | 腐朽又は破損の箇所が建物全体に及ぶもので局部的な小修理の段階を超えたものは柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの | [参考] (傾き： $1/60 \leq d/h \leq 1/20 \rightarrow 15\%$ の損傷) | | | 50 |
| | | ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの | 修理不能と認められるもの (傾き： $d/h \geq 1/20$ (基礎：損傷基礎長/外周基礎長 ≥ 0.75)) | | | | 100 |
| | (3) 外壁又は境界壁 | ア 外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの | 局部的な小修理を要する程度 | | | | 15 |
| イ 外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの | | 大修理を要する程度壁体を貫通する穴がある場合 | | | | 25 | |

| | | | | | | |
|-----------------|--------------|---|---|--|------|----|
| | | いるもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの | | | | |
| | (4) 屋根 | ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの | 局所的な小修理を要する程度 | | 15 | |
| | | イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したものの又は軒のたれ下がったもの | 大修理を要する程度壁体を貫通する穴がある場合 | | 25 | |
| | | ウ 屋根が著しく変形したものの | 修理不能と認められるもの | | 50 | |
| 3 防火又は避難上の構造の程度 | (1) 外壁 | ア 延焼のおそれのある外壁があるもの | 隣地境界線又は道路中心線から1階においては3メートル、2階以上においては5メートル以内にある壁面が対象 | | 10 | |
| | | イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの | | | 20 | |
| | (2) 防火壁、界壁等 | ア 防火上必要な防火壁、各戸の界壁小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの | | | | 10 |
| | | イ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上支障があるもの | | | | 20 |
| | (3) 屋根 | 屋根が可燃性材料でふかれているもの | 茅又はワラでふかれているもの | | 10 | |
| | (4) 廊下、階段等 | ア 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの | | | | 10 |
| | | イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの | | | | 20 |
| 4 電気設備 | (1) 主要な居室の電灯 | 主要な居室に電灯がないもの | | | 20 | |
| | | | | | (30) | |

| | | | | | | |
|-----------------------|-----------------|-------------------------------------|--|----|----|------|
| | (2) 共用部分の電灯 | 共同住宅の共用部分に電灯がないもの | | | 10 | |
| 5 給水設備 | (1) 水栓の位置 | 水栓又は井戸が戸内にな いもの | | | 10 | (30) |
| | (2) 給水源 | ア 井戸水を直接利用す るもの | | | 15 | |
| | | イ 雨水等を直接利用す るもの | | | 30 | |
| | (3) 水栓の使用 方法 | ア 水栓を共用するもの | | | 10 | |
| イ 水栓を10戸以上で共 用するもの | | | | 20 | | |
| 6 排水設備 | (1) 汚水 | ア 汚水の排水末端が吸 込みますであるもの | | | 10 | (30) |
| | | イ 汚水の排水設備がな いもの | | | 20 | |
| | (2) 雨水 | 雨樋がないもの(破損の激 しい場合も含む。) | | | 10 | |
| 7 台所 | (1) 台所の有無 | 台所がないもの又は仮設 のもの | | | 30 | (30) |
| | (2) 台所の設備 | ア 台所内に水栓がない もの又は流しに排水接続 がないもの | | | 10 | |
| | | イ 台所に水栓がなく流 しに排水接続がないもの | | | 20 | |
| | (3) 台所の使用 方法 | ア 台所を共用するもの | | | 10 | |
| イ 台所を10戸以上で共 用するもの | | | | 20 | | |
| 8 便所 | (1) 便所の有無 | 便所がないもの又は仮設 のもの | | | 30 | (30) |
| | (2) 便所の位置 | 便所が戸内にないもの | | | 10 | |
| | (3) 便所の形式 | ア 便槽が改良便槽であ るもの | | | 5 | |
| | | イ 便槽が改良便槽以外 の汲取便槽であるもの | | | 10 | |
| | (4) 便所の使用 方法 | ア 便所を共用するもの | | | 10 | |
| イ 便所を10戸以上で共 用するもの | | | | 20 | | |

| | | |
|----|--------------------|---|
| 合計 | 合計が100点以上・・・老朽危険家屋 | 点 |
|----|--------------------|---|

備考

1 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

2 第1項第1号及び第3号、第2項第2号から第4号まで、第3項第1号及び第3号並びに第6項第2号の評定項目（以下この表において「外観目視項目」という。）は外観目視により、それ以外の評定項目は内観目視により判定を行うため、建物の屋根が崩落又は柱等が著しく傾斜しているなど、判定の際に生命等に危険が及ぶ可能性があるとき、又は所有者が不明なときは、外観目視項目のみ判定を行うものとする。

（鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造）

| 評 定 区 分 | 評定項目 | 評定内容 | 判定基準 | 判定 | 評点 | (最高 評点) 小計 |
|-----------|-------------------|---|--|----|----|------------------|
| 1 構造一般の程度 | (1) 基礎 | 基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの | | | 30 | (60) |
| | (2) 柱及び耐力壁の配置 | 柱及び耐力壁の全体の配置が構造耐力上適当でないもの | | | 15 | |
| | (3) 柱及び耐力壁の断面積 | ア 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標Cが0.4以上0.6未満のもの | | | 20 | |
| | | イ 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標Cが0.4未満のもの | | | 40 | |
| | (4) 外壁又は境界壁 | 外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の境界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの | 外壁としての耐力、耐久力、各種の遮断効果等が著しく劣る材料又は構造のもの | | 25 | |
| | (5) 増築が行われた外壁又は屋根 | 増築が行われた外壁(屋外側に増築が行われたものに限る。)又は屋根が適当な構造でないもの | 外壁又は屋根としての耐力、耐久力、各種の遮断効果等が著しく劣る材料又は構造のもの | | 30 | |
| | (6) 床 | ア 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが | | | 10 | |

| | | | | | | |
|----------------|-------------|--|--|--|----|------|
| | | 45cm未満のもの又は最下階の床以外の床が適当な構造でないもの | | | | |
| | | イ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが45cm未満で最下階の床以外の床が適当な構造でないもの | | | 20 | |
| | (7) 天井 | 主要な居室の天井の高さが2.1m未満のもの又は主要な居室の天井がないもの | | | 10 | |
| | (8) 開口部 | 主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの | | | 10 | |
| 2 構造の劣化又は破損の程度 | (1) 床 | ア 構造耐力上支障のあるひびわれがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの | | | 10 | (80) |
| | | イ たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの | | | 15 | |
| | | ウ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの | | | 25 | |
| | (2) 基礎又は耐力壁 | ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの | | | 15 | |
| | | イ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの | | | 20 | |

| | | | | |
|-----|----------------|---|----------------------------|----|
| | | ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの | | 40 |
| | | エ 変形又は不同沈下が著しく危険のあるもの | | 80 |
| (3) | 壁 (耐力壁を除く。) | ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの | | 10 |
| | | イ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの | | 15 |
| | | ウ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの | | 25 |
| (4) | 外壁 | ア 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの | 局所的な小修理を要する程度 | 15 |
| | | イ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずる恐れがあるもの | 大修理を要する程度 | 25 |
| (5) | 屋根 | ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの | 局所的な小修理を要する程度 | 10 |
| | | イ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの | 大修理を要する程度 壁体を貫通する穴がある場合 | 15 |
| | | ウ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの | 修理不能と認められるもの | 25 |

| | | | | | |
|------------------|-------------------|---|--------------------------------------|----|------|
| 3 防火上又は避難上の構造の程度 | (1) 外壁、開口部等 | ア 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの | 隣地境界線又は道路中心線から1階においては3メートル、2階以上においては | 15 | (60) |
| | | イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上支障があるもの | 5メートル以内にある壁面が対象 | 30 | |
| | (2) 防火区画、界壁等 | ア 防火上必要な防火区画、各戸の界壁小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの | | 15 | |
| | | イ 防火上必要な防火区画、各戸の界壁小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上支障があるもの | | 30 | |
| | (3) 廊下、階段等 | ア 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの | | 15 | |
| | | イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの | | 30 | |
| 4 電気設備 | (1) 主要な居室の電灯 | ア 主要な居室に電灯がないもの | | 20 | (30) |
| | (2) 共用部分の電灯 | イ 共同住宅の共用部分に電灯がないもの | | 10 | |
| 5 給水設備 | (1) 水栓の位置 | ア 水栓又は井戸が戸内にな | | 10 | (30) |
| | | イ 水栓がないもの | | | |
| | (2) 給水源 | ア 井戸水を直接利用するもの | | 15 | |
| | | イ 雨水等を直接利用するもの | | 30 | |
| (3) 水栓の使用 | ア 水栓を共用するもの | | 10 | | |
| | イ 水栓を10戸以上で共用するもの | | 20 | | |

| | | | | | | |
|----|------------------------|-----------------------|-----------------------------|----|----|------|
| 6 | 排水設備 | (1) 汚水 | ア 汚水の排水端末が吸込みますであるもの | | 10 | (30) |
| | | | イ 汚水の排水設備がないもの | | 20 | |
| | (2) 雨水 | 雨樋がないもの(破損の激しい場合も含む。) | | 10 | | |
| 7 | 台所 | (1) 台所の有無 | 台所がないもの又は仮設のもの | | 30 | (30) |
| | | (2) 台所の設備 | ア 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの | | 10 | |
| | イ 台所に水栓がなく流しに排水接続がないもの | | | 20 | | |
| | (3) 台所の使用方法 | ア 台所を共用するもの | | 10 | | |
| | | イ 台所を10戸以上で共用するもの | | 20 | | |
| 8 | 便所 | (1) 便所の有無 | 便所がないもの又は仮設のもの | | 30 | (30) |
| | | (2) 便所の位置 | 便所が戸内にないもの | | 10 | |
| | (3) 便所の形式 | ア 便槽が改良便槽であるもの | | 5 | | |
| | | イ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの | | 10 | | |
| | (4) 便所の使用方法 | ア 便所を共用するもの | | 10 | | |
| | | イ 便所を10戸以上で共用するもの | | 20 | | |
| 合計 | 合計が100点以上・・・老朽危険家屋 | | | | | 点 |

備考

1 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

2 この表において、強度指標Cは、次の数値を表すものとする。

$$C = (0.3 \times Aw_1 + 0.2 \times Aw_2 + 0.1 \times Aw_3 + 0.07 \times Ac) \div 1200 \times \Sigma Af \times (Fc \div 20)$$

Aw1 = 一階の耐力壁の断面積の総和 (両側柱付) (単位 平方ミリメートル)

Aw2 = 一階の耐力壁の断面積の総和 (片側柱付) (単位 平方ミリメートル)

Aw3 = 一階の耐力壁の断面積の総和 (柱なし (壁式等の場合)) (単位 平方ミリメートル)

ΣAf = 二階以上の床面積の総和 (単位 平方メートル)

Fc = コンクリート圧縮強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

3 第1項第1号、第4号及び第5号、第2項第2号、第4号及び第5号、第3項第1号並びに第6項第2号の評定項目（以下この表において「外観目視項目」という。）は外観目視により、それ以外の評定項目は内観目視により判定を行うため、建物の屋根が崩落又は柱等が著しく傾斜しているなど、判定の際に生命等に危険が及ぶ可能性があるとき、又は所有者が不明なときは、外観目視項目のみ判定を行うものとする。

（コンクリートブロック造・補強コンクリートブロック造）

| 評 定 区 分 | 評定項目 | 評定内容 | 判定基準 | 判定 | 評点 | (最高 評点) 小計 |
|-----------------------|-----------------------|---|------|----|----|------------------|
| 1 構 造 一 般 の 程 度 | (1) 基 礎 | ア 耐力壁の基礎がコンクリートブロック造であるもの | | | 10 | (60) |
| | | イ 耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの | | | 15 | |
| | | ウ 基礎が建物の地盤の状況に対応して適切な構造でないもの | | | 30 | |
| | (2) 耐 力 壁 の 配 置 | ア 耐力壁の配置が構造耐力上適当でないもの又は耐力壁に囲まれた床の面積が60平方メートルを超える室があるもの | | | 15 | |
| | | イ 耐力壁の配置が構造耐力上適当でないもので耐力壁に囲まれた床の面積が60平方メートルを超える室があるもの | | | 30 | |
| | (3) 耐 力 壁 の 構 造 | ア 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨若しくは鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの | | | 10 | |
| | | イ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨若しくは鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの | | | 20 | |

| | | | | | |
|--------|-------------------|--|--|----|------|
| | | トによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもののうち、二つの要件を満たすもの | | | |
| | | ウ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの並びに耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの | | 40 | |
| | (4) 外壁又は界壁 | 外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適切な構造でないもの | 外壁としての耐力、耐久力、各種の遮断効果等が著しく劣る材料又は構造のもの | 25 | |
| | (5) 増築が行われた外壁又は屋根 | 増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適切な構造でないもの | 外壁又は屋根としての耐力、耐久力、各種の遮断効果等が著しく劣る材料又は構造のもの | 30 | |
| | (6) 床 | ア 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが45cm未満のもの又は最下階の床以外の床が適切な構造でないもの | | 10 | |
| | | イ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが45cm未満で最下階の床以外の床が適切な構造でないもの | | 20 | |
| | (7) 天井 | 主要な居室の天井の高さが2.1m未満のもの又は主要な居室の天井がないもの | | 10 | |
| | (8) 開口部 | 主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの | | 10 | |
| 2 構造の劣 | (1) 床 | ア 構造耐力上支障のあるもの（ただし、ひびわれがあるもの、漏水 | | 10 | (80) |

| | | | | | |
|----------|--|---|--|--|----|
| 化又は破損の程度 | 床組が木の造りの場合にあっては、管理不全空き家等判断基準表（木造・鉄骨造）の測定基準及び評点を適用するものとする。） | があるもの等小修理を要するもの | | | |
| | | イ たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの | | | 15 |
| | | ウ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの | | | 25 |
| | (2) 基礎、柱はり又は耐力壁 | ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの | | | 15 |
| | | イ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの | | | 20 |
| | | ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの | | | 40 |
| | | エ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの | | | 80 |
| | (3) 壁（耐力壁を除く。） | ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの | | | 10 |
| | | イ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの | | | 15 |
| | | ウ 変形が大きいもの、鉄 | | | 25 |

| | | | | | |
|--|-------------|--|---|----|------|
| | | 筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの | | | |
| (4) 外壁 | ア | 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの | 局所的な小修理を要する程度 | 15 | |
| | イ | 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずる恐れがあるもの | 大修理を要する程度 | 25 | |
| (5) 開口部 | ア | 開口部上部のまぐさに構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は漏水があるもの | | 10 | |
| | イ | 開口部のまぐさにさび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの | | 15 | |
| (6) 屋根 (ただし、小屋組が木造の場合にあつては、管理不全等判断基準表(木造・鉄骨造)の測定基準及び評点を適用するものとする。) | ア | 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの | 局所的な小修理を要する程度 | 10 | |
| | イ | たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの | 大修理を要する程度 壁体を貫通する穴がある場合 | 15 | |
| | ウ | たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの | 修理不能と認められるもの | 25 | |
| 3 防火上又は避難上の構造の程度 | (1) 外壁、開口部等 | ア | 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの | 15 | (60) |
| | | イ | 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が隣地境界線又は道路中心線から1階においては3メートル、2階以上においては5メートル以内にある壁面が対象 | 30 | |

| | | | | | | |
|---|--------------|--|-----------------------|--|----|------|
| | | 著しく不備であるため防火上支障があるもの | | | | |
| | (2) 防火区画、界壁等 | ア 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの | | | 15 | |
| | | イ 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上支障があるもの | | | 30 | |
| | (3) 廊下、階段等 | ア 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの | | | 15 | |
| | | イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの | | | 30 | |
| 4 | 電気設備 | (1) 主要な居室の電灯 | ア 主要な居室に電灯がないもの | | 20 | (30) |
| | | (2) 共用部分の電灯 | イ 共同住宅の共用部分に電灯がないもの | | 10 | |
| 5 | 給水設備 | (1) 水栓の位置 | 水栓又は井戸が戸内にないもの | | 10 | (30) |
| | | (2) 水源 | ア 井戸水を直接利用するもの | | 15 | |
| | | | イ 雨水等を直接利用するもの | | 30 | |
| | | (3) 水栓の使用 | ア 水栓を共用するもの | | 10 | |
| | | 方法 | イ 水栓を10戸以上で共用するもの | | 20 | |
| 6 | 排水設備 | (1) 汚水 | ア 汚水の排水端末が吸込みますであるもの | | 10 | (30) |
| | | | イ 汚水の排水設備がないもの | | 20 | |
| | | (2) 雨水 | 雨樋がないもの（破損の激しい場合も含む。） | | 10 | |
| 7 | 台 | (1) 台 | 台所がないもの又は仮設の | | 30 | (30) |

| | | | | | | |
|-------------|--------------------|-----------------------------|----------------|--|----|----|
| 所 | 所の有無 | もの | | | | |
| | (2) 台所の設備 | ア 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの | | | 10 | |
| | | イ 台所に水栓がなく流しに排水接続がないもの | | | 20 | |
| | (3) 台所の使用方法 | ア 台所を共用するもの | | | 10 | |
| | | イ 台所を10戸以上で共用するもの | | | 20 | |
| | 8 所 | (1) 便所の有無 | 便所がないもの又は仮設のもの | | | 30 |
| 便所が戸内にないもの | | | | | 10 | |
| (3) 便所の形式 | | ア 便槽が改良便槽であるもの | | | 5 | |
| | | イ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの | | | 10 | |
| (4) 便所の使用方法 | | ア 便所を共用するもの | | | 10 | |
| | | イ 便所を10戸以上で共用するもの | | | 20 | |
| 合計 | 合計が100点以上・・・老朽危険家屋 | | | | | 点 |

備考

1 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

2 第1項第1号、第4号及び第5号、第2項第2号、第4号から第6号まで、第3項第1号並びに第6項第2号の評定項目（以下この表において「外観目視項目」という。）は外観目視により、それ以外の評定項目は内観目視により判定を行うため、建物の屋根が崩落又は柱等が著しく傾斜しているなど、判定の際に生命等に危険が及ぶ可能性があるとき、又は所有者が不明なときは、外観目視項目のみ判定を行うものとする。

(草木)

| 評定区分 | 評定項目 | 評定内容 | 判定基準 | 最高点 | 判定 | 小計 |
|-------|------|------------------|---|-----|----|----|
| 繁茂の程度 | 1 草 | (1) 草等が大きく成長している | 草の高さの概ねの平均値が30cmを超える ※30cmを超える部分10cm当たり1点とする | 20 | | |
| | | (2) 草等が隣地に侵入している | 敷地境界からの概ねの水平距離 ※垂直距離は考慮しない | 30 | | |

| | | | | | |
|----|-----------------------|---|--|----|---|
| | | | ※10cm当たり1点とする | | |
| | | (3) 病虫害等発生の原因となっている | | 10 | |
| 2 | 樹木 | (1) 樹木の枝が隣地に侵入している | 隣地境界からの概ねの水 平距離 ※垂直距離は考慮しない ※10cm当たり1点とする | 30 | |
| | | (2) 枝折れ、倒木等により人や家屋に被害を及ぼしている（落葉や小枝を除く。） | ※被害を及ぼす可能性がある場合は、10点を上限と | 30 | |
| | | (3) 病虫害等発生の原因となっている | | 10 | |
| 合計 | 合計が100点以上・・・草木管理不全空き家 | | | | 点 |

(防犯・防災・防火)

| 評定区分 | 評定項目 | 評定内容 | 有無 |
|--------------|------------------------------|-------------------------------|-----|
| 周辺建物や公道等への影響 | 不特定者の侵入による犯罪、放火等による火災の危険性の程度 | 玄関等の未施錠による不特定者の侵入の危険性 | 有・無 |
| | | 1階部分の扉・窓ガラスの破損等による不特定者の侵入の危険性 | 有・無 |
| | | 建物付近の建築資材・枝木等の放置による火災の危険性 | 有・無 |
| | | 可燃物放置による火災の危険性 | 有・無 |

備考 周辺建物や公道等への危険性が一つでも認められるものを「管理不全な空き家等」と認定する。

年 月 日

可児市長 様

情報提供者 住 所
氏 名
連絡先

管理不全空き家等情報提供書

次のとおり管理不全空き家等に関する情報を提供します。

| | |
|------|--|
| 所在地 | 可児市 番地 |
| 用途 | (1)戸建て住宅 (2)長屋住宅 (3)共同住宅 (4)併用住宅 (5)店舗 (6)事務所 (7)工場 (8)倉庫 (9)その他 () (10)工作物 () |
| 構造 | (1)木造 (2)鉄骨造 (3)鉄筋コンクリート造 (4)鉄骨鉄筋コンクリート造 (5)ブロック造 (6)その他 () |
| 階数 | 平屋・2階建・3階建・その他 (階) |
| 延床面積 | m ² |
| 1 | 管理不全の状態（建物等自体の状況、周囲に与える具体的な支障・悪影響など） |
| 2 | 空き家等の状況（管理不全となった時期、所有者等の氏名・住所・連絡先、近況など） |
| 3 | その他 |

※必要に応じて、所在図等を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

管理不全空き家等実態調査票 兼 空き家等情報記録簿

| | | | | | | |
|-----------|---|---|--|-------|---|----------------|
| 市 町 村 名 | | 可児市 | | 物件番号 | | |
| 状況の分類 | | <input type="checkbox"/> 危険 <input type="checkbox"/> 特定（ <input type="checkbox"/> 保安 <input type="checkbox"/> 衛生 <input type="checkbox"/> 景観 <input type="checkbox"/> 防犯 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> その他 （備考：） | | | | |
| 種別（用途） | | <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 工作物（ ） | | | | |
| 受付情報 | 情報把握 | 日 時 | 年 月 日 時 分 | 把握方法 | <input type="checkbox"/> 通報等 <input type="checkbox"/> パトロール等 | |
| | | 通報者・発見者 | 住所・所属 氏 名 | 電話番号 | () | |
| | | 備 考 | | | | |
| | 現地確認 | 日 時 | 年 月 日 時 分 | 確認方法 | <input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 写真等 | |
| | | 現地確認者 | 所 属 | 氏 名 | | |
| | | 備 考 | | | | |
| 基本情報 | 所有者等 | 住 所 | | | | |
| | | 氏 名 | | 電話番号 | | |
| | | 区 分 | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | |
| | | 備 考 | | | | |
| | 敷地の概要 | 地名地番 | 可児市 | | | |
| | | 都市計画区域 | <input type="checkbox"/> 都計区域内 <input type="checkbox"/> 都計区域外 | 区域区分 | <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 調整区域 <input type="checkbox"/> 非線引 | |
| | | 用途地域等 | | 防火地域 | <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定無 | |
| | | 前面道路 | <input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> その他（ ） 幅員 m | | | |
| | | | <input type="checkbox"/> 通学路等 <input type="checkbox"/> その他 | | 敷地面積 | m ² |
| | 備 考 | | | | | |
| | 建物の概要 | 用 途 | <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗併用 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫等 | 建 築 年 | 年 | |
| | | 構 造 | <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> その他 | 建築面積 | m ² | |
| | | 階 数 | <input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> （ ）階建て <input type="checkbox"/> 不明 | 延べ面積 | m ² | |
| | | 利用状況 | <input type="checkbox"/> 居住・利用中 <input type="checkbox"/> 空き家（空き家となった時期） <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | |
| | | 備 考 | | | | |
| 危険な状況 | 建物 | 建物の傾き | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 特記事項 | | |
| | | 屋根材・外壁の破損 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 特記事項 | | |
| | | 窓等の破損 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 特記事項 | | |
| | 附属物等 | 看板等の破損 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 特記事項 | | |
| | | 門・扉・擁壁の破損 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 特記事項 | | |
| | | 樹木等の腐朽、繁茂 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 特記事項 | | |
| | 衛生状況等 | 異臭の発生 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 特記事項 | | |
| | | ゴミの飛散 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 特記事項 | | |
| 防犯・防災上の問題 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 特記事項 | | | | |
| 対応状況等 | 市の対応状況 （対応方針） | | | | | |
| | 県の対応状況 （県記載欄） | | | | | |

※ 不明な事項は空欄とする。
 ※ 付近見取図（住宅地図等）及び現地の状況が分かる写真を添付すること。

様式第3号（第4条関係）

管理不全空き家等判定調査表

| | |
|-------|--|
| 物件No. | |
|-------|--|

調査日時 _____年 _____月 _____日 午前・午後 _____時 _____分

建物等所在地 可児市

調査員氏名 _____ (所属: _____課) _____ (所属: _____課)

建物等用途 1. 戸建住宅 2. 長屋住宅 3. 共同住宅 4. 併用住宅 5. 店舗
6. 事務所 7. 工場 8. 倉庫 9. その他 () 10. 工作物
()

構造種別 1. 木造 2. 鉄骨造 3. 鉄筋コンクリート造 4. 鉄骨鉄筋コンクリート造
5. 補強コンクリートブロック造 6. その他 ()

階数・延床面積 階数: 平屋建・2階建・3階建・その他 (階) 延床面積 _____ m²

建物等所有者 氏名 _____ 住所 _____ 連絡先 _____

管理者・占有者 氏名 _____ 住所 _____ 連絡先 _____

土地所有者 氏名 _____ 住所 _____ 連絡先 _____

※管理不全空き家等判断基準表を添付

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

可児市長



空き家等の適正管理に関する助言・指導書

下記の空き家等については、管理不全な状態にあると認められますので、可児市空き家等の適正管理に関する条例第7条の規定により、下記のとおり（助言・指導）します。

なお、空き家等の（所有・管理・占有）の状況等について誤りなどがありましたら、連絡くださいますようお願いいたします。

記

| | |
|-------------|--|
| 空き家等の所在地等 | 所在地：可児市 番地 (建築物等の場合) 用途： 構造： |
| 所有者・管理者・占有者 | 氏名又は名称 住所又は所在地 |
| 助言又は指導の内容 | |

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

可児市長



空き家等の適正管理に関する勧告書

下記の空き家等については、管理不全な状態にあると認められますので、可児市空き家等の適正管理に関する条例第8条の規定により、下記のとおり勧告します。

この勧告に従わない場合は、条例第9条の規定により、可児市空き家等審議会の意見を聴いた上で、必要な措置を講ずるよう命令することがあります。

なお、空き家等の（所有・管理・占有）の状況等について誤りなどがありましたら、連絡くださいますようお願いいたします。

記

| | |
|-------------|--|
| 空き家等の所在地等 | 所在地：可児市 番地 (建築物等の場合) 用途： 構造： |
| 所有者・管理者・占有者 | 氏名又は名称 住所又は所在地 |
| 勧告の内容 | |
| 履行期限 | 年 月 日 |

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

可児市長



空き家等の適正管理に関する命令書

下記の管理不全な状態にある空き家等については、年 月 日付け 第 号により必要な措置を講ずるよう勧告を行ったところですが、未だ勧告に沿った内容の措置が講じられていませんので、可児市空き家等の適正管理に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり履行期限までに措置を講ずるよう命じます。

記

| | |
|-----------|--|
| 空き家等の所在地等 | 所在地：可児市 番地 (建築物等の場合) 用途： 構造： |
| 命令の内容 | |
| 履行期限 | 年 月 日 |

(教示事項)

1 不服申立てについて

この処分不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、可児市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)

2 取消訴訟について

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、可児市を被告として(訴訟において可児市を代表する者は可児市長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

可児市長



空き家等の適正管理に関する公表予告書

下記の管理不全な状態にある空き家等について、 年 月 日付け 第 号により必要な措置を講ずるよう命じたところですが、履行期限を過ぎても必要な措置が講じられていないため、可児市空き家等の適正管理に関する条例第10条の規定により下記のとおり公表することとしましたので、通知します。

なお、この公表に対し意見があるときは、公表する日の5日前までに空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書を提出することができます。

記

| | | |
|-------------------|--|----|
| 空き家等の所在地等 | 所在地：可児市 (建築物等の場合) 用途： 構造： | 番地 |
| 所有者・管理者・占有者 | 氏名又は名称 住所又は所在地 | |
| 命令の内容及び公表の原因となる事実 | | |
| 公表予定期間 | 年 月 日から 必要な措置が講じられるまで | |
| 公表方法 | (1)可児市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示 (2)市のホームページへの掲載 (3)その他 () | |

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

可児市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称
連 絡 先

印

空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書

年 月 日付け 第 号による命令に従わなかったことに対する違反事実の公表について、可児市空き家等の適正管理に関する条例第10条の規定により次のとおり意見を述べます。

| | |
|-------------|-------|
| 意見 | |
| 証拠書類等の提出の有無 | 有 ・ 無 |

備考

意見欄に書ききれないときは、別紙に記載して添付してください。
また、証拠書類等を提出する場合は、この書面に添付してください。

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

可児市長



戒 告 書

下記の管理不全な状態にある空き家等については、年 月 日付け 第 号により 年 月 日までに必要な措置を講ずるよう命じましたが、未だ当該措置が講じられていませんので、行政代執行法第3条第1項の規定により、下記のとおり措置を講ずるよう戒告します。

なお、履行期限までに措置を講じないときは、同法第2条の規定により代執行を実施し、同法第2条、第5条及び第6条の規定によりその費用を（あなた・貴社）から徴収しますので、念のため申し添えます。

記

| | |
|------------|--|
| 空き家等の所在地等 | 所在地：可児市 番地 (建築物等の場合) 用途： 構造： |
| 命令の内容 | |
| 戒告における履行期限 | 年 月 日 |

様

可児市長



代 執 行 令 書

下記の管理不全な状態にある空き家等については、年 月 日付け 第号により 年 月 日までに必要な措置を講ずるよう戒告しましたが、未だ当該措置が講じられていないことから、下記のとおり代執行しますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

記

| | |
|-----------------|--|
| 空き家等の所在地等 | 所在地：可児市 番地 (建築物等の場合) 用途： 構造： |
| 代 執 行 の 内 容 | |
| 代 執 行 の 実 施 期 日 | 年 月 日 |
| 執 行 責 任 者 | |
| 代 執 行 費 用 概 算 額 | 円 上記費用は概算の見積額であり、実際に要した費用の額及び納期日を後日通知しますので、送付された納付書により納付してください。 |

(教示事項)

1 不服申立てについて

この処分不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、可児市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)

2 取消訴訟について

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、可児市を被告として(訴訟において可児市を代表する者は可児市長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(表)

| | | |
|-------|---|-------|
| 第 号 | 執行責任者証 | |
| 写真 | 所属 | |
| | 職名 | |
| | 氏名 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 上記の者は、管理不全な状態にある空き家等に係る措置の代執行の執行責任者であることを証明します。(有効期限 年 月 日) | |
| 年 月 日 | | |
| 可児市長 | | |
| 印 | | |

(裏)

| |
|--|
| 注意 |
| 1 この証票は、管理不全な状態にある空き家等に係る措置の代執行を執行する際に必ず携帯しなければならない。 |
| 2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。 |
| 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 |
| 【関係法令】 行政代執行法 |
| 第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。 |

様式第 12 号 (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

可児市長



代執行費用納付命令書

年 月 日付け 第 号で通知したとおり、行政代執行法第 2 条の規定により実施した代執行に係る費用について、下記のとおり通知します。

また、同法第 5 条の規定により、納付期限までに同封の納入通知書により当該費用を納付するよう命じます。

記

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| 代執行の実施年月日 | 年 月 日 |
| 代執行の実施内容 | |
| 代執行の実施場所 | |
| 代執行費用 | 円 |
| 納付期限 | 年 月 日 送付された納付書により、納付期限までに納付してください。 |

様式第 13 号 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

可児市長



空き家等の適正管理に関する緊急安全措置通知書

下記の管理不全な状態にある空き家等について、可児市空き家等の適正管理に関する条例第12条第1項の規定により、下記のとおり緊急安全措置を講じましたので、同条第2項の規定により通知します。

また、同条第3項の規定により下記の措置にかかった費用を徴収しますので、同封の納付書により納付してください。

記

| | |
|------------------|--|
| 空き家等の所在地等 | 所在地：可児市 番地 (建築物等の場合) 用途： 構造： |
| 緊急安全措置の内容 | |
| 緊急安全措置を講じた 期日 | 年 月 日 |
| 緊急安全措置に係る費用 | 円 |

様式第 14 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

可児市長



空き家等立入調査実施通知書

可児市空き家等の適正管理に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり空き家等の立入調査を実施しますので、可児市空き家等の適正管理に関する条例施行規則第11条第1項の規定により通知します。

記

| | |
|-----------------|--|
| 空き家等の所在地等 | 所在地：可児市 番地 (建築物等の場合) 用途： 構造： |
| 立入調査の日時 | 年 月 日 午前・午後 時 分から |
| 立入調査の趣旨 及び内容 | |

(表)

| | |
|---|---------------------------------------|
| 第 号 | 空き家等立入調査員証 |
| 写真 | 所属 |
| | 職名 |
| | 氏名 |
| | 生年月日 年 月 日 |
| 上記の者は、可見市空き家等の適正管理に関する条例第14条の規定により立入調査を行う者であることを証明します。(有効期限 年 月 日) | |
| 年 月 日 | |
| 可見市長 印 | |

(裏)

可見市空き家等の適正管理に関する条例 (抜粋)

(実態調査)

第 6 条 市長は、第 4 条に規定する管理が行われていないおそれがあると認めるとき又は前条の規定による情報の提供があったときは、当該空き家等の状態及び所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

2 及び 3 (略)

(立入調査)

第 14 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に空き家等に立ち入らせ、当該空き家等を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、所有者等から提示の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

別記様式第1号 (第3条関係)
様式第2号 (第3条関係)
様式第3号 (第4条関係)
様式第4号 (第5条関係)
様式第5号 (第6条関係)
様式第6号 (第7条関係)
様式第7号 (第8条関係)
様式第8号 (第8条関係)
様式第9号 (第9条関係)
様式第10号 (第9条関係)
様式第11号 (第9条関係)
様式第12号 (第9条関係)
様式第13号 (第10条関係)
様式第14号 (第11条関係)
様式第15号 (第11条関係)

4. 可児市空き家・空き地バンク実施要綱

(平成 25 年 3 月 15 日訓令甲第 22 号)

(目的)

第 1 条 この訓令は、市内における空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の有効活用を通して、空き家等の発生及び増加を抑制することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に居住を目的として建築され、現に人が居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物をいう。
- (2) 空き地 市内において、居住を目的として建物を建築することができ、現に使用されていない（近く使用されなくなる予定のものを含む。）土地をいう。
- (3) 所有者 空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者をいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 空き家等の売買又は賃貸を希望する所有者からの申込みを受けた情報を、空き家等の活用を希望する者に対し提供する制度をいう。
- (5) 協力事業者 公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会岐阜県本部に加盟し、市内に事業所を置き、空き家・空き地バンクに係る空き家等の契約交渉について市に仲介の登録をした事業者をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この訓令は、空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(登録申込等)

第 4 条 空き家・空き地バンクに空き家等を登録しようとする所有者（以下「登録申込者」という。）は、可児市空き家・空き地バンク登録申込書（別記様式第 1 号）に可児市空き家・空き地バンク登録台帳（別記様式第 2 号。以下「空き家・空き地台帳」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査を実施するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による調査を実施する場合において、登録申込者が空き家等の契約交渉について協力事業者の仲介を希望しているときは、当該協力事業者に対し、登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができる。
- 4 市長は、第 1 項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めるときは、登録番号を付して当該空き家等を空き家・空き地台帳に登録するとともに、可児市空き家・空き地バンク登録完了通知書（別記様式第 3 号）により当該登録申込者に通知するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による登録をしていない空き家等で空き家・空き地バンクに登録

することが適当と認めるものは、当該所有者に対して空き家・空き地バンクへの登録を勧めることができるものとする。

6 第4項の規定による登録の有効期限は、登録した日から起算して3年を経過した日の属する月の末日とする。ただし、登録の有効期限までに可児市空き家・空き地バンク登録延長申請書（別記様式第3号の2）を市長に提出したときは、有効期限を3年延長することができるものとする。

7 市長は前項ただし書の規定による延長登録の申請があったときは、その内容を確認の上適当であると認めたときは、可児市空き家・空き地バンク登録延長決定通知書（別記様式第3号の3）により当該申請者に通知するものとする。

第5条 空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録することができない。

- (1) 現に売買又は賃貸の契約を締結しているもの(契約の締結を予定しているものを含む。)
- (2) 協力事業者以外の者と宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2第3項に規定する専任媒介契約が締結されているもの
- (3) 法令上、再建築をすることができない敷地にあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの
(登録事項の変更)

第6条 第4条第4項の規定による通知を受けた登録申込者（以下「登録者」という。）

は、当該登録事項に変更があったときは、可児市空き家・空き地バンク登録変更届出書（別記様式第4号）に空き家・空き地台帳を添えて市長に提出しなければならない。
(登録の取消し)

第7条 登録者は、第4条第4項の規定による登録を取り消すときは、可児市空き家・空き地バンク登録取消届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があったとき、又は空き家・空き地台帳に登録された空き家等（以下「登録物件」という。）に係る所有権その他の権利に移転があったことを確認したときは、当該登録物件の登録を取り消すとともに、可児市空き家・空き地バンク登録取消通知書（別記様式第6号）により当該登録者に通知するものとする。

(情報の公開)

第8条 市長は、登録物件について、情報の一部を公開するものとする。

2 市長は、登録物件に係る情報の取得を希望する者に対し、ホームページの閲覧その他の方法により、前項に規定する情報を提供するものとする。

(交渉の申込)

第9条 市長は、登録物件の売買又は賃貸借に係る交渉又は見学等（以下「交渉等」という。）を希望する者（以下「交渉等希望者」という。）から連絡を受けたときは、当該登録物件の登録者(当該登録者に代理又は媒介を行う協力事業者があるときは、その者)に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく当該交渉等希望者と交渉等を行うものとする。

(情報の提供等)

第10条 市長は、必要に応じて登録者、交渉等希望者及び協力事業者に対して、空き家・

空き地バンクに登録された必要な情報を提供することができる。

- 2 市長は、登録物件に関する交渉又は売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(助言)

第11条 市長は、登録者に対して必要な助言をすることができる。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令甲第34号)

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令甲第25号)

- 1 この訓令は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現にある届出書その他の書類については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。
- 3 この訓令による改正後の第4条第6項及び第7項の規定は、施行の日前の登録についても適用する。

附 則 (平成30年訓令甲第22号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 4 条関係)

可児市空き家・空き地バンク
登録申込書

年 月 日

可児市長 様

申請者 住所
(所有者) 氏名 ⑨
電話 ()

可児市空き家・空き地バンク実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり可児市空き家・空き地バンクの登録を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

また、登録に際し、詳細調査及び写真撮影を市で実施する場合は、これを承諾し、別紙登録台帳の内容と共に、広く一般に情報公開することを同意します。

| | | | |
|------------------------------------|--|-------------------|--|
| 物件の種類 | <input type="checkbox"/> 空き家 | 不動産事業者と結んでいる契約の種類 | <input type="checkbox"/> 専任媒介契約 |
| | <input type="checkbox"/> 空き地 | | <input type="checkbox"/> 一般媒介契約 <input type="checkbox"/> 契約なし |
| ※協力事業者以外の者と専任媒介契約を結んでいる物件は登録できません。 | | | |
| 物件の所在地 | 可児市 | | |
| 交渉の方法 | <input type="checkbox"/> 直接型 = 契約交渉に関わる全てについて、登録者本人が責任を持って行います。 <input type="checkbox"/> 間接型 = 契約交渉に関わる全てについて、協力事業者へ仲介を依頼します。 併せて、同協力事業者への情報の提供を承諾いたします。 | | |
| 物件の内容 | 別紙 可児市空き家・空き地バンク登録台帳のとおり | | |

※協力事業者とは、公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会岐阜県本部会員のうち、可児市空き家・空き地バンクに係る空き家等の契約交渉について市に仲介の登録をした事業者をいいます。

様式第2号（第4条関係）

別紙（空き家用）

可児市空き家・空き地バンク

登録台帳

| | | | | | | | |
|------------------------------|--|----------------|--|--|--|--|--|
| 登録番号 | | 分類 | <input type="checkbox"/> 直接型 <input type="checkbox"/> 間接型 | <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売却 | | | |
| 物件住所地 | 可児市 | | | | | | |
| 所有者 | 〒 - 住所 | | | | | | |
| | 氏名 | | TEL | - - | | | |
| | 携帯 | - - | FAX | - - | | | |
| | eメール | @ | | | | | |
| その他連絡先 | 〒 住所 | | | | | | |
| | 連絡先 | | TEL | - - | | | |
| 希望価格 | (売却希望価格 円) 又は (賃貸希望価格 円/月) | | | | | | |
| 物件の概要 | 面積 | | 構造 | 建築年 | 年 | | |
| | 土地 | m ² | <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他 | 補修の要否 | | 補修の費用負担 | |
| | 建物 | 1階 | | m ² | <input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中 | <input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他 | |
| | | 2階 | | m ² | | | |
| | | | | 坪 | | | |
| | | | 坪 | | | | |
| | 間取り | 1階 | <input type="checkbox"/> 居間 () 畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 洋室 () 畳 () 畳 <input type="checkbox"/> 和室 () 畳 () 畳 | | | | |
| | | 2階 | <input type="checkbox"/> 洋室 () 畳 () 畳 <input type="checkbox"/> 和室 () 畳 () 畳 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| | 補修必要箇所 | 1階 | <input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 洋室 <input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> その他 () 補修内容 () | | | | |
| | | 2階 | <input type="checkbox"/> 洋室 <input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> その他 () 補修内容 () | | | | |
| 利用状況 | <input type="checkbox"/> 放置 () 年 <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他 | | 設備の状況 | 電気 | <input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他 | | |
| | | | | ガス | <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他 | | |
| | | 風呂 | | <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| | | 水道 | | <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| | | 下水 | | <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| | | トイレ | | <input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 洋 | | | |
| | | 車庫 | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 物置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | |
| | | 庭 | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 | | | |
| 主要施設等への距離 | 施設名 | 距離 | 耐震改修の状況 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 駅 | km | <input type="checkbox"/> 診断済 <input type="checkbox"/> 改修済 建築確認番号・年月日 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> バス停 | km | 号 年 月 日 検査済証番号・年月日 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 市役所 | km | 号 年 月 日 ※物件の位置の案内図を裏面に記載してください。 ※間取りを裏面に記載してください。 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 病院 | km | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 保育園 | km | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 小学校 | km | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 中学校 | km | | | | | | |
| 特記 | | | | | | | |

※抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。

※申請に際しては、太枠で囲んだ部分に必要な事項を記入し、登録申込書に添えて提出してください。

※登録変更届出書に添付する際は、変更箇所の記載のみで構いません。

裏面に続く

別紙 (空き地用)

可児市空き家・空き地バンク

登録台帳

| | | | | | |
|------------|------------------------------|---|---|---|----------------|
| 登録番号 | | 分類 | <input type="checkbox"/> 直接型 <input type="checkbox"/> 間接型 | <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売却 | |
| 所有者 | 〒 住所 | | | | |
| | 氏名 | | TEL | - - | |
| | 携帯 | - - | FAX | - - | |
| | eメール | @ | | | |
| その他 連絡先 | 〒 住所 | | | | |
| | 連絡先 | | TEL | - - | |
| 希望価格 | (売却希望価格 円) 又は (賃貸希望価格 円/月) | | | | |
| 土地物件の概要 | 所在地 | | 現況地目 | 地目 | 面積 |
| | 可児市 | | | | m ² |
| | | | | | m ² |
| | | | | | m ² |
| | | | | | m ² |
| 土地利用状況 | 用途地域 () ・ 用途白地 | | 土地要件 | | |
| | 接続道路 (国・県・市・その他) m | | | | |
| | その他法規制等 () | | | | |
| 主要施設等への距離 | 施設名 | | 距離 | | |
| | <input type="checkbox"/> 駅 | | km | | |
| | <input type="checkbox"/> バス停 | | km | | |
| | <input type="checkbox"/> 市役所 | | km | | |
| | <input type="checkbox"/> 病院 | | km | | |
| | <input type="checkbox"/> 保育園 | | km | | |
| | <input type="checkbox"/> 小学校 | | km | | |
| | <input type="checkbox"/> 中学校 | | km | | |
| 施設の状況 | 水道 | <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他() | ※物件の位置の案内図を裏面に記載してください。 | | |
| | 下水 | <input type="checkbox"/> 公共下水 <input type="checkbox"/> 集落下水 <input type="checkbox"/> その他() | | | |
| | ガス | <input type="checkbox"/> LPガス <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> その他() | | | |
| | その他 | | | | |
| 特記 | | | | | |

※抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。

※申請に際しては、太枠で囲んだ部分に必要な事項を記入し、登録申込書に添えて提出してください。

※登録変更届出書に添付する際は、変更箇所の記載のみで構いません。

裏面に続く

(裏面)

【案内図】 (物件の位置を示す略図) 及び物件を示す写真

| | |
|---|---|
| 案内図 |  |
| <div style="border: 1px solid black; width: 40%; height: 200px; margin: 0 auto;"></div> | |
| 写真 (付近の写真) | |

【賃貸借の場合】・・・貸主の希望

賃貸契約の期間

| | |
|----------|---------|
| 契約期間の定め | 有 ・ 無 |
| 期間を定める場合 | 期限 |
| | 自動更新の扱い |

| | | | |
|-------|-------|---|-------|
| 特記 | | | |
| 受付日 | 年 月 日 | 現地調査日 | 年 月 日 |
| 登録日 | 年 月 日 | 有効期日 | 年 月 日 |
| 登録抹消日 | 年 月 日 | <input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録取消 <input type="checkbox"/> その他() | |

様式第3号（第4条関係）

可児市空き家・空き地バンク
登録完了通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所
(所有者) 氏名 様

可児市長 印

年 月 日付で申込みのあった物件については、下記のとおり登録しましたので、可児市空き家・空き地バンク実施要綱第4条第4項の規定により通知します。

記

以下のとおり登録完了しました。

登録番号 _____ 号

登録日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(登録日から3年を経過した月の末日)

なお、登録内容に変更が生じた場合は、可児市空き家・空き地バンク登録変更届出書（様式第4号）により変更を行なってください。この際の有効期限は当初登録の残期間とします。

様式第3号の2（第4条関係）

可児市空き家・空き地バンク
登録延長申請書

年 月 日

可児市長 様

申請者 住所
(所有者) 氏名 ④
電話 ()

下記の登録について、可児市空き家・空き地バンク実施要綱第4条第6項の規定により、
次のとおり可児市空き家・空き地バンクの登録を継続したいので申請します。

登録番号 : _____

様式第3号の3 (第4条関係)

可児市空き家・空き地バンク
登録延長通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所
(所有者) 氏名 様

可児市長 印

年 月 日付で申請のあった可児市空き家・空き地バンクへの登録継続について、下記のとおり登録を継続しましたので、可児市空き家・空き地バンク実施要綱第4条第7項の規定により通知します。

記

登録番号 _____ 号

有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(前回有効期限から3年間)

様式第4号（第6条関係）

可児市空き家・空き地バンク 登録変更届出書

年 月 日

可児市長 様

申請者 住所
(所有者) 氏名 ⑩
電話 ()

可児市空き家・空き地バンク実施要綱第6条の規定により、次のとおり可児市空き家・空き地バンクの登録内容の変更を行いたいので、関係書類を添えて届け出ます。

登録番号：_____

変更内容： 別紙（可児市空き家・空き地バンク登録台帳）のとおり。

様式第5号（第7条関係）

可児市空き家・空き地バンク 登録取消届出書

可児市長 様 年 月 日

申請者 住所
(所有者) 氏名 ④
電話 ()

可児市空き家・空き地バンクに登録されている登録番号第 号の物件について、下記の理由により登録を取り消したいので可児市空き家・空き地バンク実施要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

| | |
|----------|--|
| 登録取消しの理由 | |
|----------|--|

様式第6号（第7条関係）

可児市空き家・空き地バンク 登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

可児市長



可児市空き家・空き地バンクに登録されている登録番号第 号の物件について、下記の理由により登録を取り消したので可児市空き家・空き地バンク実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

| | |
|----------|--|
| 登録取消しの理由 | |
|----------|--|

別記様式第1号（第4条関係）
様式第2号（第4条関係）
様式第3号（第4条関係）
様式第3号の2（第4条関係）
様式第3号の3（第4条関係）
様式第4号（第6条関係）
様式第5号（第7条関係）
様式第6号（第7条関係）

5. 可児市空き家・空き地活用促進事業助成金交付要綱

(平成25年3月15日訓令甲第23号)

(目的)

第1条 この訓令は、市内における空き家及び空き地の有効活用に資するため、市内事業者を利用して可児市空き家・空き地バンク実施要綱（平成25年可児市訓令甲第22号）第4条第4項の規定により空き家・空き地バンク登録台帳に登録された空き家（以下「登録物件」という。）のリフォーム又は除却を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、可児市補助金等交付規則（昭和60年可児市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 登録物件のうち、居住を目的として建築され、現に人が居住していない物件（リフォームを行う場合においては、店舗、事務所等を併用するものについては居住の用に供する部分のみに限る。以下同じ。）及びこれに付属する外構
- (2) 工事 住宅の改築、修繕、模様替え又は除却に係る工事
- (3) 市内事業者 市内に本社を有する法人及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき本市の住民基本台帳に登録されている個人事業者
- (4) 所有者 登録物件に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者
- (5) 入居者 所有者との賃貸借契約の締結により登録物件を賃借することが決定している者又は売買契約の締結により新たに登録物件の所有者になることが決定している者
- (6) 入居予定者 賃貸借契約又は売買契約が未締結の場合で、登録物件の賃貸借又は売買に係る所有者の同意が書面により得られており、工事が完了するまでに賃貸借契約又は売買契約が締結できる者

(対象住宅)

第3条 助成金の交付の対象となる住宅は、入居者又は入居予定者が決定しているものとする。ただし、除却を行う住宅についてはこの限りでない。

(対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 前条に規定する助成金の交付の対象となる住宅の所有者又は当該住宅に係る入居者若しくは入居予定者
- (2) 市税を滞納していない者

(対象工事)

第5条 助成金の交付の対象となる工事は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 工事に要する費用の額（消費税を除く。以下同じ。）が50万円以上の工事であるこ

と。

(2) 着工前の工事であること。

(3) 第7条に規定する助成金の申請をした日の属する年度の2月末日までに完了する工事であること。ただし、助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が入居者及び入居予定者である場合は、登録物件の賃貸借契約又は売買契約を締結した日の属する年度の翌年度の2月末日までに完了する工事であること。

(4) 市内事業者が行う工事であること。

(5) 国、県又は市による他の制度の助成対象となっていない工事であること。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、工事に要する費用の額の10分の1に相当する額(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を上限とする。ただし、昭和56年5月31日以前に着工された住宅の除却においては、工事に要する費用の額の10分の2に相当する額(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を上限とする。

2 同一住宅に対する助成金の交付は、1回を限度とする。

(助成金の申請)

第7条 申請者は、工事の契約をした日から30日以内に、可児市空き家・空き地活用促進事業助成金交付申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 工事契約書の写し

(2) 工事概要書

(3) 工事施工前の施行箇所の図面及び写真

(4) 可児市住宅リフォーム等工事施工等同意書(別記様式第2号)(当該住宅の権利を有する者が他にいる場合又は申請者と当該住宅が附属する土地の所有者が異なる場合に限り。)

(5) その他市長が特に必要と認める書類

(内容の変更)

第8条 市長は、規則第8条に規定する変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、可児市空き家・空き地活用促進事業助成金変更承認通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第9条 申請者は、工事が完了したときは、工事が完了した日から30日以内又は第7条に規定する助成金の申請をした日の属する年度(申請者が入居者及び入居予定者である場合にあっては、登録物件の賃貸借契約又は売買契約を締結した日の属する年度の翌年度)の2月末日までのいずれか早い日までに、可児市空き家・空き地活用促進事業助成金工事完了届(別記様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 工事代金領収書の写し

(2) 工事完了後の施工箇所の写真

(3) その他市長が特に必要と認める書類

(助成金の請求及び交付)

第10条 市長は、規則第10条の規定により助成金の額を確定したときは、同条に規定する交付額決定通知書を申請者に交付するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定により交付額確定通知書の交付を受けたときは、可児市空き家・空き地活用促進事業助成金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（助成金の額の特例）

第2条 昭和56年5月31日以前に着工された住宅の除却に係る工事の助成金の額は、当該工事について、令和2年4月1日から令和5年2月末日までに第9条に規定する可児市空き家・空き地活用促進事業助成金工事完了届が提出されたものに限り、第6条第1項ただし書の規定にかかわらず、工事に要する費用の額の10分の3に相当する額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を上限とする。

附 則（平成26年訓令甲第18号）

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の可児市空き家・空き地活用促進事業助成金交付要綱の規定は、施行の日以後の交付申請に係る助成について適用し、同日前の交付申請に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年訓令甲第23号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令甲第19号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

可児市長 様

申請者 住 所
氏 名 ④
(電話番号)

可児市空き家・空き地活用促進事業助成金交付申請書

関係書類を添えて、下記のとおり可児市空き家・空き地活用促進事業助成金の交付を申請します。

また、本申請の審査のため、市が関係部署から申請者の市税等に係る関係資料の提供を受けることについて同意します。

記

| | | |
|------------|----------------|--|
| 住宅の所在地 | 可児市 | |
| 住宅の所有者名 | | |
| | ※共有者氏名 | |
| 施 工 事 業 者 | 本社所在地 | |
| | 氏名（名称） | |
| 施 工 内 容 | | |
| 工 期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | |
| その他助成金等の有無 | 無 ・ 有（助成金名称： ） | |

※ 住宅の所有が共有の場合や、土地所有者が申請者と異なる場合は、工事施工等同意書を提出して下さい。複数の場合は、同意書を連名もしくは人数分提出して下さい。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

可児市長 様

住 所
氏 名 ⑩

可児市住宅リフォーム等工事施工等同意書

下記の住宅について、申請者が可児市空き家・空き地活用促進事業助成金の交付申請にあたり、工事を施工すること及び助成金の交付を受けることに同意します。

記

申請者氏名：

住宅所在地：可児市

工事概要：

様式第3号（第8条関係）

可児市指令 第 号

住 所
氏 名

可児市空き家・空き地活用促進事業助成金変更承認通知書

年 月 日付けで提出のあった変更申請書については、下記のとおり承認する。

年 月 日

可児市長

印

記

1 変更理由

2 変更内容

3 変更後交付金額

_____ 円

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

可児市長 様

住 所
氏 名 ⑩
(電話)

可児市空き家・空き地活用促進事業助成金工事完了届

可児市指令 第 号により交付指令のあった工事を完了しましたので、
関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- | | | | | |
|---|---------|---|---|---|
| 1 | 工事着手年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 工事完了年月日 | 年 | 月 | 日 |

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

可児市長 様

住 所
氏 名 ⑩
(電 話)

可児市空き家・空き地活用促進事業助成金交付請求書

可児市指令 第 号による可児市空き家・空き地活用促進事業助成金を交付されたく、下記のとおり請求します。

金 _____ 円

<振込先>

| | | |
|-------|---------|--|
| 金融機関名 | | |
| 支 店 名 | | |
| 口座番号 | 普通 ・ 当座 | |
| フリガナ | | |
| 口座名義 | | |

別記様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 10 条関係)